事業者排出量削減計画書

			✓ ¾	新規		<u> </u>	変更		
(宛 先) 京都市長							平成26年	Ξ 9	月30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人に				表者ク	名)		
京都市下京区中堂寺南町134		京都リサー							
		代表取			敏晴 75 - 322)	7900		
				电前 ∪	10 - 322		7800		
主たる業種 リサーチパーク運営 (テナントビル運営)									
工にる米性・ファックを自(アクマーに)を自)					細分類	番号	6	9	4 1
	V	ア							
事業者の区分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第	分 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 □ イ又はウ								
計 画 期 間 平成264	T 平成26年4月から平成29年3月まで								
	The state of the s								
本 方 針 調設定温度の見直し、省エネルギーに繋がる効率的運転を行うことによりエネルギー消費を削減すると共に空調設に温度の見直し、省エネ機器採用推進などにより5%以上のCO2削減を目指す。									
調政に値及り見直し、有工个機器採用推進などにより3%以上の102円機を目指9。									
画を推進するた 社長を筆頭に営業技術部が地区全体のエネルギーの効率的運用と設備更新計画の推進を図り、営業部がテナント									
めの体制 顧客に対して省エネルギーの推進を啓蒙することで地区全体のCO2削減を図っていく。									
	年度 25) 年度	第1年度 (26)年度		年度 年度	第3年(28)至		増	減	率
温室効果ガスの排 事業活動に伴う排出の量4,470.9			4, 380.		4, 336. 0		-2.0		パーセント
11 O 4 /4 T 7 8 4 1 /4		•			4, 312. 8	トン	-12. 2		パーセント
の目標	(A) (1) (2) (2) (2) (312.8 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)								
目 標 の 根 拠 共用部工									
事業の用に供す「医 光 は の 北 博 基準	年度	第1年度	第 9	年度	笠っ 左	r#F	l		
	+ 年度	第 1 平及 (26) 年度		午度 年度	第3年(28)年		増	減	率
事業活動に伴う排出の量		. ,	(21)		. ,		-1.71		
安林田ガス北山县 (共用部延床面積×100)	7.82	7. 74		7. 66	1.	. 58	-1. /1		パーセント
第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十									パーセント
,	andra I the follow	-1 be-	<u> </u>	n A	10 10 Lui	2 day 1 V		П. Э. Э.	h on the other
原単位の指標及び目標の根拠が上がる	同上に伴い ことで原単	テナント販売エ 位あたりの排出	不ルキー0 量が減っ [⊤]	ワ至エネノ ていく	レキーに占め	る割台	が増え、	見かり	丁の効率
基準年		第1年度	第2	年度	第3年	度	/世		考
重点的に実施する取組の実施計画 (25)	年度	(26) 年度	(27)	年度	(28) 至	F.度	備		与
108.0	パー セント 1	04.0 n	104.0	バー セント	104.0	バー セント			
(26) 年度 機器の	(26) 年 度 機器の適正運転管理に努め、共用部空調温度の適正管理を行う								
目体的な取組及び									
措置の内容 (27) 年 度 機器の	(27) 年 度 機器の適正運転管理に努め、共用部空調温度の適正管理を行う								
(28) 年 度 機器の	(28) 年度 機器の適正運転管理に努め、共用部空調温度の適正管理を行う								
通勤における自己 措置 の内容自動車	通勤は認	は認めていない							
の日期早寺を使用	- ALL 200 1 ON INC	2.7 2.1 04.1							
することを控えさせるために実施し									
ようとする措置 上記の措置を採用する理由特にな	:11								
	e a transfer	http://	to the	_	Arte o tre stre		ı		
	51年度 300年度		年度 年度		第3年度 (28)年度		備	:	考
森林の保全及び整備によるもの	26) 年度		・平及	17	0.0				
			0.0 h	_	0.0	トン			
# 74.746	0.0	• •	0. 0 F	_	0.0	トン			
偏、再生可能エネ ルギーの利用その は熱の供給によるもの	15.5 h	・ン 1	5.5 ト	ン	15.5	トン			
他の地球温暖化対									
策により削減する グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0	・ン	0.0 ト	ン	0.0	トン			
量温室効果ガス排出量の削減効果分又は温									
室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0	・ン	0.0 ト	ン	0.0	トン			
合計	23.3	-ン 2	3.3 h	`\	23. 3	トン			
	20.0		0.0 F	~	20.0	1. ~			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 特にない									
動									
特記事項									

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。